

加須市有料広告掲載基準

(令和元年6月24日市長決裁)

加須市有料広告掲載基準(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)を全部改正する。

(趣旨)

第1条 この基準は、加須市有料広告掲載要綱(平成22年加須市告示第1号)

第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報であって、市の品位を保ち、健全な社会風紀を尊重したものでなければならない。

(規制業種又は事業者等)

第3条 次に掲げる業種の広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)において風俗営業と規定される業種その他類似の業種

(2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業その他類似の業種

(3) 投機的商品を取り扱う業種

(4) ギャンブル性を有する業種(法律の定めるところにより行われる公営競技及び宝くじに係るものを除く)

(5) たばこに関する業種

(6) 占い、運勢判断を提供する業種

(7) 私的な秘密事項の調査に関する業種

(8) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する特定商取引(特定継続的役務提供を除く。)

(9) 寄附金又は募金を募る業種であって、法律又は条例で認められていないもの又は許可を受けていないもの

(10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規

制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット
異性紹介事業

- (11) 埼玉県青少年健全育成条例(昭和58年埼玉県条例第28号)に
規定する青少年の健全な成長を阻害するおそれのある物品販売等を営む又
は役務の提供を行う業種その他類似の業種

2 次に掲げる事業者等の広告は、掲載しない。

- (1) 法令に違反している事業者
- (2) 市の市税を滞納している事業者
- (3) 規制の対象となっていない業種において、社会問題を起こしている
事業者
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成1
4年法律第154号)による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (6) 本市と係争中の者
- (7) 加須市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成22年加須市
長職務執行者決裁)に基づく指名停止期間中の者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第
77号)に規定する暴力団又は関連事業者

(掲載基準)

第4条 次に掲げるものは、広告媒体には掲載しない。

- (1) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から次のいずれかに該当
するもの
 - ア 法令等で認められていない業種、商法及び商品
 - イ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - ウ 広告の内容が明確でないもの
 - エ 債権の取立て又は示談の引受けなどをうたったもの
 - オ 国、地方公共団体その他公共団体が、広告主又はその商品若しくはサ
ービスを推奨し、保証し、若しくは指定をしているかのような表現

のもの

(2) 児童及び青少年健全育成の観点から次のいずれかに該当するもの

ア 水着若しくは下着若しくはこれらを着用する人の姿態又は裸体姿

イ わいせつ性を連想・想起させるもの又は不快感を与えるおそれがあるもの

ウ 暴力又は犯罪を肯定し、助長する表現のもの

エ 残酷な描写その他の善良な風俗に反する表現のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの及び政治活動に該当するもの

オ 宗教団体による布教推進を目的とするもの

カ 広告内容に対して、広告主が責任を果たすことができないおそれが強いもの

キ 市の事業の円滑な運営に支障を来すもの

ク 社会秩序又は社会風紀を乱し、犯罪を誘発するおそれがあるもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(表示基準)

第5条 表示内容については、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 広告であることを原則として明示すること

(2) 当該広告に関係する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること

(3) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること

(4) 肖像権及び著作権を侵害しないこと

(5) 誇大な表現、誤認を招くような表現又は投機を助長する若しくは射

幸心をあおるような表現をしないこと

(ホームページに関する基準)

第6条 ホームページへの広告掲載については、バナー広告等についてもこの基準を適用する。

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページであって、加須市有料広告掲載要綱及びこの基準に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者にあっせんし、又は紹介しているものの広告は、掲載しない。

(その他)

第7条 政策調整課長は、広告の表示内容について必要がある場合は、関係法令等の所管課長に対し、法令等で定めた内容に違反している事項がないか確認し、適否を判断するものとする。なお、内容の訂正・削除等が必要と判断した場合には広告主に依頼することとする。広告主は正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、令和元年6月25日から施行する。

附 則(令和6年3月26日総合政策部長決裁)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月17日市長決裁)

この基準は、令和7年5月1日から施行する。